

2026 年 9 月 25 日

「採用活動における行動規範」の制定について

株式会社 大分銀行（頭取 高橋 靖英）は、採用活動におけるハラスメント対策として「採用活動における行動規範」を制定し、「採用活動に関するハラスメント相談窓口」を設置いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当行は今後も、当行への就職を希望する皆さまに安心して就職活動を行っていただけるよう、各種ハラスメントの防止に努めてまいります。

記

1. 目的

当行は、すべての求職者等の皆さまが安心して就職活動に取り組める環境を確保するため、「採用活動における行動規範」を制定しました。役職員が、パワーバランス上の優位性を利用してハラスメントを引き起こすことのないよう、本規範を役職員に周知徹底することを目的としています。

2. 「採用活動における行動規範」の内容

別紙をご参照ください。

3. 相談窓口

「採用活動に関するハラスメント相談窓口」とお申し付けください。

電話番号：097-534-1111（受付時間 平日 9:00～17:00）

電子メール：recruit_harassment@oitabank.co.jp

以上

【本件内容に関するお問合せ先】

（株）大分銀行 人財開発部 人財育成グループ

TEL 097-538-7608

採用活動における行動規範

大分銀行は、すべての求職者等の皆さまに安心して就職活動を行っていただけるよう、皆さまに対して役職員がパワーバランス上優位にある立場を利用し、いかなるハラスメントも引き起こすことのないよう周知徹底いたします。

1. 役職員への周知徹底

当行は、採用活動に携わる役職員を対象に、いかなるハラスメントも引き起こすことのないよう周知徹底いたします。

2. 求職者等との面談・接触に関するルール

当行は、求職者等の皆さまと面談を実施するに当たり、次のルールを徹底いたします。

(1) 当行役職員が面談する際の面談場所は、次のいずれかを使用します。

①当行施設内

②喫茶店、レストラン、貸会議室等（1対1の単独面談は不可）

③WEB会議オンラインシステム

(2) 面談実施時間は当行の就業時間内に限ります。早朝・深夜の個別面会の要求や、私的な勧誘を禁止します。

(3) 連絡は業務用携帯電話および社有メールアドレスのみで行い、プライベートの電話番号やメールアドレス等の交換は禁止します。

(4) 当行役職員がOB・OG訪問用マッチングアプリに登録することは禁止します。

3. ハラスメントの禁止

当行は、いかなるハラスメントも禁止します。

(1) セクシュアルハラスメント

容姿・身体・恋愛・家庭に関する質問、不必要な身体的接触、採用選考を利用した不適切な要求や示唆等

(2) パワーハラスメント

威圧的・侮辱的な言動、人格を否定する行為、不当な要求や叱責等

(3) その他のハラスメント

マタニティハラスメント、個人情報の不当取得、SNSを通じた不適切な接触等

4. ハラスメント発生時の迅速かつ適切な対応

当行は、採用活動においてハラスメントに関する相談・報告を受けた場合、次のとおり迅速かつ適切に対応いたします。

(1) 速やかな事実確認

相談内容を丁寧に確認し、速やかに調査いたします。相談内容については秘密を厳守します。

(2) 被害者への配慮

心情に配慮し、不安軽減のための必要な措置（面談者変更等）を行います。

(3) 行為者への対応

事実が確認された場合、当該行為者に対し、当行就業規則に則り適正に対処いたします。

(4) 再発防止

原因を分析し、必要に応じて規程・運用の見直しを行い、再発防止の措置を講じます。

(5) 不利益取扱いの禁止

相談・申告や調査協力を理由とする不利益な扱いは一切行いません。

5. 採用活動に関するハラスメント相談窓口

当行の採用活動におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は以下の窓口で受け付けます。

「採用活動に関するハラスメント相談窓口」とお申し付けください。

電話番号：097-534-1111（受付時間 平日 9:00～17:00）

電子メール：recruit_harassment@oitabank.co.jp